

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

霧島市長 中重 真一

市町村名 (市町村コード)	霧島市 (46218)
地域名 (地域内農業集落名)	牧園A地区 (持松・高千穂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 12月 13日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

持松臼崎地区、炭床廣池地区、真方地区は基盤整備完了地区であり、今後は地域計画の策定に合わせた農地の有効活用や農地保全に努めていく。市後柄、黒岩地区は畜産が主体の地域であることから、今後も地域の営農形態に沿った利用を進める。下中津川、持松に広がる稼原台地は、ほ場整備された農地であり、地域に適した農業生産性の高い団地形成に努める。

持松の一部地区では、中山間地域等直接支払制度を活用した保全管理を行っているが、土地の所有者や耕作者の高齢化が進み、制度を利用することが困難になりつつあり、農地管理をする後継者が決まっていない状況となっている。今後は、担い手の後継者問題や新規就農者の育成・支援が重要になる。

鳥獣被害が多く農作物の収穫量が減少傾向にある。そのため、早急な鳥獣被害対策が必要である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

現在の営農形態を継続するが、今後、高齢化により離農する経営体も増えるとみられる。そのため、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進め、耕作放棄地が増えないよう努める。地域外からの入り作や新規就農者の受け皿として、利用条件の良い農地は作業委託できるような組織の設立を検討し、保全管理及び幅広い受け手の確保に努める。また、中山間地域等直接支払制度を活用し、地域全体で農地を守っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	100 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	100 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農業振興地域内の農用地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域として設定する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心として地域内だけでなく地域外からの受け手も幅広く確保し、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手を中心として地域内だけでなく地域外から農地の受け手も幅広く確保し、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
笹之段団地については生産率の向上や担い手への集約・集積に向けた、ほ場整備を検討する。 (笹之段団地のほ場整備や真方堰の用排水施設整備を希望しているが、担い手への集積が進んでおらずほ場整備が進んでいない。そのため、農地中間管理事業を活用して、担い手への集約・集積を進めていく。)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、JA、県をはじめとした関係機関・団体と連携し、相談から定着まで支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用予定は無い。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣被害防止のため、防護柵の設置を進める。また、捕獲隊との協力体制を強化し、捕獲により被害の防止・軽減を図る。
- ・担い手が請け負いきれない農地については、作業委託できるような組織の設立や地域外からの入り作等、幅広い受け手を確保し保全管理を行っていく。